### 令和2年度北区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和2年度内部統制評価報告を 記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和3年8月25日

東京都北区監査委員石井総同佐藤明充同いながき 浩同花見たかし

## 1 審査の対象

令和2年度北区内部統制評価報告書

### 2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度北区内部統制評価報告書の審査は、北区長が作成した内部統制 評価報告書について、北区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制 の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点か ら検討を行い審査するものである。

## 3 審査の実施内容

令和2年度北区内部統制評価報告書について、北区長及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたうえで、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

# 4 審査の結果

審査に付された令和2年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る事項は適正に作成されており、評価結果に係る記載も相当であると認められた。

#### 5 意見

令和2年度内部統制評報告書における評価は、全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況 の評価、業務レベルの内部統制の評価、いずれも適切であったことが認められた。

しかしながら、内部統制制度は令和2年度に運用が開始されたばかりであり、十分な経験をもって精錬された制度ではなく、発展途上の段階にあるといえる。充分に統制された職務 執行体制とされるよう、これからの内部統制制度の昇華に期待する。